

第36回OYO展セミナー

なるほど、
こう変わる「土対法」
—改正土壤汚染対策法の解説と対応—

講演者：応用地質(株)

東京本社ジオテクニカルセンター

北岡 幸



応用地質株式会社

講演内容

1. なぜ、法改正なのか？
2. 法改正の概要
3. 法改正によって何が変わる？
4. 終わりに



1. なぜ、法改正なのか？

— 現行法の問題点と改正の方針 —

① 現) 土壌汚染対策法の適用は全体のごく一部

自主88.6%、条例10.4%、法3条・4条1.1%

(土壌環境センター会員企業の平成20年度受注件数割合)

改) 調査契機を拡大する

改) 自主調査で判明した土壌汚染を自治体が把握し管理する

改) 指定区域の指定と分類

② 現) 多くの場合、健康リスクがなくても掘削除去による完全浄化が行われてきた。

改) 掘削除去以外の対策の促進



③現) 汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散



改) 搬出汚染土壌の取り扱いを厳格化

改) 汚染土壌管理票の使用

改) 汚染土壌処理業を許可制とする(更新)

④現) 指定調査機関の一部に調査手順を理解していない、調査実績が少ない等問題があった。



改) 指定調査機関の信頼性を確保する



2. 法改正の概要



2-1. 改正後の調査の流れ (新第3条～新第5条)

都道府県知事の手続

土地所有者等の手続

調査実施者の手続

【新第3条】
(現第3条)

有害物質
使用特定
施設の
廃止届出

【新第4条】

3000m²以上の
形質変更時の届出

【新第5条】(現第4条)

命令発出基準へ
の該当性判断

土壤汚染
のおそれ

調査命令

調査命令

義務発生

なし: 調査不要

次ページに続く

土壤汚染状況調査

- ①地歴調査の実施
- ②調査対象物質の確定
- ③汚染のおそれに応じた調査対象地の分類、採取ポイントの設定
- ④試料採取・測定
- ⑤調査結果の評価

指定調査機関が土壤汚染状況調査の一部として、土地の履歴調査を実施。

地歴調査・試料採取調査は、省略可能。ただし、調査を行っていない物質については、含有量基準・第二溶出量基準超過とみなす。

結果報告

濃度基準 基準値以下 → 規制対象外

基準超過

おそれなし、又は措置済

形質変更時
要届出区域
に指定

健康被害
のおそれ

あり

要措置
区域に
指定



2-2. 届出の対象となる土地の要件 (新第4条第1項)

- 土地の掘削その他で一定規模(3,000m²)以上の「土地の形質の変更」をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない(届出義務)。
- ただし、以下の行為については、届出不要。
 - ① 土壌の敷地外への搬出を伴わず、周辺への土壌の流出が生じず、かつ、形質変更の深さが50cm未満の行為。
 - ② 農業を営むために通常行なわれる行為で、敷地外への土壌の搬出を伴わないもの。



2-3. 土壌汚染のおそれがある土地 の基準（新第4条第2項）

土地の形質の変更の届出を受けた都道府県知事による土壌汚染のおそれの判断。

- 公的な届出資料（法令や条例、要綱により届出が義務付けられているもの）や土地所有者等から自主的に提出された土壌汚染調査・対策報告書等を調査





■以下の場合に調査命令を発出する。

- ①特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透した土地。
- ②特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地。
- ③特定有害物質が保管され若しくは貯蔵されており、又はされていた土地。(特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く)。
- ④土壌の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らかである土地。
- ⑤その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地。

2-4. 要措置区域に指定される土地の 基準（新第6条第1項）

- **土壌含有量が基準を超過し、人が立ち入ることができる土地**（現施行令第5条第1項）
- **土壌溶出量基準超過によって地下水汚染が生じ、地下水流向下流側に以下のいずれかが存在すること**（現施行令第3条第1項、現規則第17条）
 - ① 飲用井戸
 - ② 水道事業等の原水の地下水取水口
 - ③ 災害時用の飲用井戸
 - ④ 汚染地下水の湧出によって、水質汚濁が生じ、又は生ずることが確実な公共用水域の地点

- ただし、都道府県又は政令市が行う飲用井戸の調査※の結果、飲用井戸の存在が確認されず、かつ、上水道が整備済みである区域については、地下水の飲用なしとみなす。

⇒形質変更時要届出区域に指定

- ※ 既存資料による飲用井戸の有無の確認や、回覧板等による飲用井戸の存在の申告依頼、個別訪問、立入調査



2-5. 指定の申請制度（新第14条）

自主調査
を実施

濃度基準
超過

指定の申請

都道府県
知事によ
る審査

規制対象
区域に指定

土地所有者等が、申請書・添付書類を都道府県知事に提出し行う（「申請することができる」）。

土地所有者等から提出された登記簿謄本、他の土地所有者等全員の合意書、調査結果報告書の内容等により審査を行う。

- 「第3条第1項の調査方法」より厳しい調査方法により行われたものであれば可とする。
- 必ずしも全特定有害物質を調査対象とすることを求めず、任意に物質を限定することを可とする。
- 地歴調査のみ実施（試料採取調査を省略）した場合も、「第3条第1項の調査方法」とする。



2-6. 土地の形質の変更の制限 (新第9条、新第12条)

- 第9条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。

ただし、以下の場合には形質変更可。

- ①第7条第1項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為
- ②通常 of 管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- ③非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- 第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、形質変更に着手する日の14日前までに、必要事項を都道府県知事に届け出なければならない。



■ 新第9条「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当する行為

①以下のいずれにも該当しない行為

イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10m²以上であり、かつ当該部分の深さが50cm以上（※：一定の深さまで帯水層（地下水の塩分濃度が高く飲用に適さないものを除く。）が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1m浅い深さ以上）であること。

ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが3m以上（※と同様）であること。

②指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、当該変更に伴い当該要措置区域の土壤汚染の拡散が生じない旨の都道府県知事の確認を受けたもの。

上記①は、新法第12条第1項の場合も同様



2-7. 指示措置（新第7条）

●「原則として講ずべき措置」⇒「**指示措置**」

① 土壤含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合

	改正案	
	指示措置	同等の措置
砂場等	汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壤入替え (天地返し)	舗装、立入禁止、汚染の除去
上記以外	盛土	舗装、立入禁止、土壤入替え、 汚染の除去

② 土壤溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合

- 「**原位置封じ込め**」は、地層によっては適用ができない場合があり、その場合には「**遮水工封じ込め**」を指示措置とする。
- 掘削を伴う封じ込め措置が困難な場合は、汚染地下水の揚水等やモニタリングによる敷地外への汚染地下水の拡大を防止する措置を、新たに汚染の除去等の措置として位置づける。

		改正案	
		指示措置	同等の措置
地下水汚染なし		地下水モニタリング	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、 地下水汚染の拡大の防止※※
第Ⅰ種	第二溶出量基準不適合	遮水工封じ込め※ (原位置封じ込め)※	遮水工封じ込め※、土壌汚染の除去、 地下水汚染の拡大の防止
	第二溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、土壌汚染の除去、 地下水汚染の拡大の防止
第Ⅱ種	第二溶出量基準不適合	遮水工封じ込め※ (原位置封じ込め)※	遮水工封じ込め※、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、 地下水汚染の拡大の防止
	第二溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	不溶化、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、 地下水汚染の拡大の防止
第Ⅲ種	第二溶出量基準不適合	遮断工封じ込め	土壌汚染の除去、 地下水汚染の拡大の防止
	第二溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壌汚染の除去、 地下水汚染の拡大の防止

※ 第二溶出量基準不適合の土地について遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合させた上で行う必要がある。

※※ **地下水汚染の拡大の防止**: バリヤー井戸＋下流側での地下水モニタリング、透過性地下水反応壁＋下流側での地下水モニタリング(⇒観測井の間隔は30mを超えないこと)

2-8. 掘削除去を行う場合に必要な手続き (新第16条第1項)

要措置区域または形質変更時要届出区域において土壌を掘削する場合

■ 掘削前の調査

- 掘削する土地の範囲を10mメッシュで区分
- 掘削する深度までボーリング、1mごとに土壌を採取
- 全特定有害物質について分析

■ 掘削後の調査

- 掘削土壌を100m³単位ごとに区分
- 区分した土壌の任意の5地点から土壌を採取し、混合
(第1種は任意の1点)
- 全特定有害物質について分析



さらに、

- 都道府県知事の認定手続きが必要
 - 許可を受けた処理業者に委託したことを証明する書類及び汚染土壌処理業の許可証の写し。
 - 運搬する自動車等、船舶、保管設備の構造
 - 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の土壌管理票を添付
 -



2-9. 指定調査機関の技術的能力に係る 指定基準（新第31条第1号）

- 指定の申請⇒**新たに申請しなければならない。**
(新第29条)
- 指定調査機関の技術的能力に係る指定基準は、次のいずれにも該当することとする。
 - ①**技術管理者証の交付を受けた者を置いていること。**
 - ②①に掲げる者を**土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に当たらせること。**
 - ③②の監督の業務を行うことにより土壤汚染状況調査等が適確かつ円滑に遂行されるよう、①に掲げる者が**適切に配置されていること。**



3. 法改正によって何が変わる？

- 掘削除去は減るか？

⇒減ると予想される。

⇒根切り工事や完全浄化を強く望む場合など、やむを得ず掘削除去を行う場合の調査・対策費は増加する。

⇒原位置浄化対策が増加すると予想される。

- ブラウンフィールドの増加が懸念される。



関係者に対するリスクアセスメント普及促進が望まれる。



4. 終わりに

- 土壌汚染調査・対策では、豊富な知識と経験及び確かな技術(計画立案、実施、評価、対策提案、リスクコミュニケーション等)によって、事業者を最適な方向に導く『コンサルティング』が重要です。

⇒OYOには、30年以上の確かな実績があります。

- OYOは、独自のバイオ浄化技術を有しています。

(有機塩素系化合物による汚染土壌・地下水の浄化)

⇒開発した栄養塩を用い、トリータビリティ試験 →パイロット試験 →本工事と、段階を追って確実に浄化を行なう、

「低コストで安全・安心なOYOのバイオ浄化技術」

を提供致します。



この資料に関する

技術的なお問い合わせは
kikaku@oyonet.oyo.co.jp

営業的なお問い合わせは
eigy@oyonet.oyo.co.jp

までお願いいたします

